

Q & A 業務でタブレットを取り扱う際のルールと留意点

ここでは、業務でタブレットを使う際に守るべきポイントをQ & A形式で紹介します。

信金中央金庫 信用金庫部
上席審議役

佐々木城夢



共有passwordは厳禁

本来の貸与者でない者が、タブレットを勝手に利用すれば、大変な混乱がもたらされます。結果、お客様に損害をもたらした場合などはもちろん、そうでない場合でも

ことも珍しくありません。他の人の利用IDやパスワードを使ってシステムに接続すれば、システム上別の担当者として認証されるため、訪問予定表や満期到来日などが参照可能となることもあるでしょう。また、上席者の利用ID等を勝手に使ってシステムに接続すれば、「承認」などのオペレーションも行使されかねません。

Q1 タブレットにはどんなセキュリティ対策がなされているの？



A タブレットは、外出先ほか店外での遠隔地を含め、各所で無線を経由させて所属金融機関のコンピュータ・システムを操作する際の情報端末に該当することがあります。こうした構造や運用上、店内で固定され、有線（専用線）で情報をやり取りする情報端末に比べ、相応の危険性があるといわざるを得ません。金融機関が取り扱う情報は、お客様にとって「命の次に大事」といわれる金融財産に直結します。また、個人にまつわる金融財産は、それ自身が典型的な個人情報に該当するため、厳格な運用が求



複数の対策が図られる

このため、タブレットについても、①端末本体の操作起動、②システムへの接続、③端末本体への記憶制限、④インターネットへの接続制限、⑤グローバル・ポジショニング・システム（GPS）による操作場所特定など、複数の対策を組み合わせる形でセキュリティの確保が図られることが一般的です。これらセキュリティ対策は、いずれも操作マニュアル等に沿った正当な取扱方法を堅持することで初めて機能します。マニュアルの

Q2 利用IDはどう管理したらいいの？他の担当者に教えてよい？



A タブレット利用に先立ち、利用者には、⑦利用ID、⑧パスワードが通知されます。⑦と⑧をタブレット上に入力させることで、システムへの接続認証が行われ、利用者が特定されます。金融機関の行職員には、職位や所属部門などに応じて権限や担当業務が定められていることが一般的ですが、その権限等がタブレット上の利用機能に反映されている

Q3 他の人に支給されたタブレットを勝手に利用してもいいの？



あっても、「なりすまし」と同様の罰則を科される可能性があることを認識しましょう。利用ID等は自庫のルールに基づき厳格に管理するとともに、行職員同士で教えることは厳禁です。

A タブレット自体は、金融機関の中で同じものを利用していただくことが一般的です。このため、何らかの機能制限が加えられていなければ、どのタブレットでも同様の機能が利用可能となります。ただし、タブレットを起動する

ためには、個々のタブレットごとに設定されたパスワードを入力しなければなりません。この場合、他者に支給されたタブレットを、別の担当者が使うにはパスワードも教えてもらう必要があります。個々のタブレットには、固体識別番号が記載されており、貸与簿等による管理を行っている金融機関もあります。これは貸与者特定させることで、タブレット利用や保管に対する責任の帰属を明らかにさせようという意図に沿った対応です。よって他者からタブレットを借り、パスワードも教えてもらい使用するようなことは控えて、故障などの発生時には速やかに上席者に申し出てください。さらに、一定の回数以上にパスワード入力を行った場合には、ロックして操作自体を行わせなくしたり、データ接続を遮断したりする対策が設定されていることも珍しくありませんから、パスワードを推定して勝手に入力するようなことも避けなければなりません。

Q4 タブレットを自宅に持ち帰ることはできるの？



A 情報管理の巧拙が事業者の命運までも決定しかねない昨今では、金融機関でも、各種情報の持出し・持帰りを厳しく制限せざるを得ません。他方、タブレットを経由すれば、店外からでも金融機関のコンピュータへの接続が可能で、こうした情報の中には、お客様の金融資産など、絶対に漏えいさせられないものも少なくありません。したがって、タブレットについても、業務以外の必要な危険回避が当然に求められます。業務上必要がなく、正当な承認手続きも経ずに自宅にタブレットを持ち帰る

理解や操作の習熟には相応の負担がありますが、事故によってもたらされる影響は甚大であり、避けずには通れません。